

2021年3月1日

東京エムオウユウ事務局

新型コロナウイルス感染症拡大下での包括的検査暫定指針を策定 — 船員交代に関する統一的指針等を盛り込む —

東京MOUでは、昨年3月以来、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う条約要件の取扱いに関する検査指針を策定、実施してきましたが、本年1月にオンライン方式で開催された第31回PSC員会の決定に従い、これまでの検査指針の内容に加え船員交代問題等最近の動向も踏まえた新たな検査暫定指針を策定し実施することといたしました。

本暫定指針は、新型コロナウイルス感染症の世界的蔓延により実施が困難となっている条約要件について弾力的運用を図るための統一指針を取りまとめたもので、東京MOU加盟各当局がPSC検査を行うにあたり、その基礎となるものです。本暫定指針の主な内容は以下のとおりです。なお、暫定指針の全文を **Tokyo MOU website** (英文) ※に掲載していますので、ご参照ください。

1. 新型コロナウイルス感染症防止対策

感染症防護具の着用等の自国の基準に従いPSC検査官側、船側とも十分な新型コロナウイルス感染症対策を講じること (IMO Circular Letter No.4204/Add.15 “Coronavirus (COVID 19) - Personal protective equipment”を参照)

2. 条約証書関係

新型コロナウイルス拡大の影響により所定の期間内に検査・監査を受けられなかったあるいは証書の有効期間が満了してしまった場合であって船側からこれらの例外的な遅延を旗国 (又は認定検査機関) 認めている旨の書面の提出があった場合に限り、弾力的な運用を図ること

3. 船員問題

11か月を超える船員の連続乗船については、旗国がやむを得ない事情として是正計画を含め認めていること、船主・運航者がこれら船員の本国帰還に向けて最大限の努力を払っていること等を確認できた場合に限り、当該是正計画に従った弾力的運用を図ること

※<http://www.tokyo-mou.org>

お問合せ先

(公財) 東京エムオウユウ事務局

03-3433-0621

担当：久保田、寧 (ニン)

Editor's note

東京MOU：ポート・ステート・コントロールに関するアジア太平洋地域協力協定

(Memorandum of Understanding on Port State Control in the Asia-Pacific Region) の略で、P S Cを効果的に実施するため、検査方法の統一、検査情報の共有等を図るための地域協定。2021年1月25日現在、以下の21の当局がメンバーとなっている。また、メキシコが準メンバーとなっているほか、6の当局及び9のI G Oがオブザーバーとなっている。事務局は東京、データセンター (APCIS) はモスクワに所在。

メンバー：オーストラリア、カナダ、チリ、中国、フィジー、香港 (中国)、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、マーシャル諸島、ニュージーランド、パナマ (今回の会合にてメンバーとして承認)、パプアニューギニア、ペルー、フィリピン、ロシア、シンガポール、タイ、バヌアツ、ベトナム

準メンバー：メキシコ

オブザーバー：カンボジア、北朝鮮、マカオ (中国)、サモア、ソロモン諸島、トンガ、U S C G、IMO、ILO、パリMOU、インド洋MOU、黒海MOU、リヤドMOU、カリブ海MOU、アブジャMOU、南米MOU (Viña del Mar Agreement)

ポート・ステート・コントロール (P S C)：海上人命条約、海洋汚染防止条約等で認められている寄港国の権利として実施する外国船舶への立入検査のこと。安全、保安、海洋環境保護、船員の作業居住条件に関する条約の規定に適合しているかを確認し、著しい欠陥が認められた場合には、航行停止処分 (detention) を行うことができる。条約の義務を十分に果たしていない旗国や船舶所有者に対し、条約への適合を促す効果が期待されている。

集中検査キャンペーン：新たに導入された要件等テーマを特定して通常のP S C検査に加え、年1回3か月間にわたり集中的に実施する検査キャンペーン。

東京MOUが実施している研修訓練事業

日本財団の御支援を得て以下の事業を実施。

一般研修：初任や暫く業務から離れていたP S C検査官を対象にした全般的な研修で、日本政府 (国土交通省海事局) の全面的なご協力により、毎年日本で実施している。座学 (2週間) と訪船実習 (2週間) で構成され、P S Cの基礎を習得させることを目的としている。域内途上国を中心に毎年十数が参加するほか、IMOの資金援助により他のP S C組織 (パリMOUを除く。) からも参加している。

専門家派遣研修：経験豊富なP S C検査官を加盟当局に派遣し、現地で座学・訪船実習等の研修を実施する事業。

P S C検査官交流研修：P S C検査官を他の加盟当局の検査に実際に参加させ、自国の実施方法等との相違等について意見交換をさせることにより、P S C検査方法の統一を図ることを目的とした研修。

セミナー：新たに導入された条約等の要件や集中検査キャンペーンのテーマ等最新のP S Cに関する知識を習得させるための研修で年1回実施している。

専門研修：特定のテーマについて専門知識を習得させるための研修で2年に1回実施している。